

越谷市骨髄移植ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、骨髄又は末梢^{しょう}血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の移植及びドナー登録の推進を図るため、骨髄等を提供した者及び骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止された者（以下「骨髄等の提供が中止された者」という。）に対し、予算の範囲内において越谷市骨髄移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 助成金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行った者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者

イ 骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止され、これを証明する書類の交付を受けた者

(2) 骨髄等を提供した日（骨髄等の提供が中止された者にあつては、当該骨髄等の提供が中止された日）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(3) 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供のための通院、入院等（骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るもの及びドナー休暇制度を設けている企業、団体等に属する者に係る当該ドナー休暇制度の対象となるものを除く。）の日数に20,000円を乗じて得た額とし、140,000円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関しバンクが必要と認める通院、入院等（申請書の様式等）

第4条 規則第5条第1項の申請書及び規則第18条第2項の請求書の様式は、越谷市骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）のとおりとし、その提出期限は、骨髄等の提供が完了した日（骨髄等の提供が中止された者にあつては、当該骨髄等の提供が中止された日）から90日以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認める相当の理由があるときは、この限りでない。

- 2 規則第5条第1項第2号及び第3号に係る事項は、記載することを要しない。
- 3 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類は、添付することを要しない。
- 4 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類（骨髄等の提供が中止された者にあつては、バンクが発行した骨髄等の提供が中止されたことを証明する書類）
 - (2) 健康保険証の写し
 - (3) 振込先口座が確認できる書類

(交付決定等)

第5条 市長は、規則第9条の規定により助成金の交付を決定し、規則第16条第1項の規定により助成金の額を確定したときは、越谷市骨髄移植ドナー助成金交付決定兼額確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の不交付の決定をしたときは、越谷市骨髄移植ドナー助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(申請書の提出期限に関する特例)

2 平成26年4月1日からこの告示の施行の日の前日までに骨髄等を提供した者に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「骨髄等の提供が完了した日」とあるのは、「この告示の施行の日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の越谷市骨髄移植ドナー助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年4月1日からこの告示の施行の日の前日までに骨髄等を提供した者（ドナー休暇制度を設けている企業、団体等に属する者に限る。）に係る新要綱第4条第1項の規定の適用については、同項中「骨髄等の提供が完了した日」とあるのは、「越谷市骨髄移植ドナー助成金交付要綱の一部を改正する告示（令和3年告示第359号）の施行の日」とする。
- 3 骨髄等の提供に係る最終同意を行った者であって、令和3年4月1日からこの告示の施行の日の前日までに骨髄等の提供が中止された者に係る新要綱第4条第1項の規定の適用については、同項中「当該骨髄等の提供が中止された日」とあるのは、「越谷市骨髄移植ドナー助成金交付要綱の一部を改正する告示（令和3年告示第359号）の施行の日」とする。

第1号様式（第4条関係）

越谷市骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 () _____

次のとおり越谷市骨髄移植ドナー助成金の交付を受けたいので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
勤務先	(電話番号)		
骨髄等を提供した日又は骨髄等の提供が中止された日における住所	〒 埼玉県越谷市		
対象期間	年 月 日から	年 月 日	(うち対象 日分)
骨髄等を提供した日又は骨髄等の提供が中止された日	年 月 日	申請金額	円

2 振込先（申請者本人以外の口座には振込みできません。）

金融機関名	銀行・農協 信用金庫		本店・支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

3 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したこと又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に骨髄等の提供が中止されたことを証明する書類（上記「1 申請内容」の対象期間欄に記載された期間における入院、通院等を証明するもの）の原本
- (2) 健康保険証の写し
- (3) 振込先口座が確認できる書類（通帳の写し等）

私は、次の事項について、誓約します。
 (1) 私の所属する企業・団体等にはドナー休暇制度はない又は私の所属する企業・団体等が設けるドナー休暇制度の対象となる通院、入院等は申請内容に含まれていません。
 (2) 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていません。
 また、私は、市が保有する個人情報を見学・調査すること及び勤務先等に問い合わせることに同意します。

年 月 日 氏名 _____

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長

印

越谷市骨髄移植ドナー助成金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました越谷市骨髄移植ドナー助成金について、下記のとおり交付を決定し、額を確定しましたので、越谷市骨髄移植ドナー助成金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付方法 指定口座への振込

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長

印

越谷市骨髄移植ドナー助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました越谷市骨髄移植ドナー助成金について、下記の理由により不交付としましたので、越谷市骨髄移植ドナー助成金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不交付決定理由